

令和2年度岡山県私学振興財団奨学生募集要綱(高等学校)

公益財団法人 岡山県私学振興財団

公益財団法人岡山県私学振興財団(以下「振興財団」という。)奨学生は、奨学金を受けようとする者(以下「奨学金申請者」という。)の申請により、奨学生推薦基準に基づき在籍する学校の校長(以下「在籍校長」という。)が推薦を行い、奨学金貸与規程、推薦基準等により、振興財団が選考の上採用します。

貸与された奨学金は卒業後、所定の方法で返還していただきます。

この「募集要綱」には出願の資格から返還までの奨学金貸与規程及び実施細則に定められている主な事項を記載しておりますので、これらの点を十分理解の上出願してください。

1. 出願について

奨学金申請者は、振興財団に加入している私立高等学校に在学し、次の各号に該当する者であって、資力が不十分であるため、修学の目的を達することが困難と認められる者でなければならない。

- (1) 当該年度の4月1日現在で、岡山県内に居住する世帯の子女であること。
- (2) 品行が方正であること。
- (3) 学業成績が優秀であること。又は向学心に富み、有意な才能が有ると認められること。
- (4) 身体、精神が健全であり、成業の見込みがあること。
- (5) 外国人世帯の子女については、日本学生支援機構、岡山県育英会の在日外国人の出願資格の規程を準用する。

なお、次の各号に該当する者は、出願資格がありません。

- ①日本学生支援機構又は岡山県育英会から、学資の貸与を受けている者。
- ②岡山県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費、母子・父子寡婦福祉資金(修学資金)又は岡山県看護学生奨学資金の貸与を受けている者。
- ③同一学年を重複して履修する者。

2. 募集人員

高等学校 第1学年 50名程度

3. 貸与月額と貸与期間

- (1) 奨学金貸与月額 (単位:円)

貸 与 月 額	
自 宅	自 宅 外
30,000	35,000

- (2) 貸与期間

令和2年4月から在籍している学校における正規の修業期間を終了する月までです。

4. 出願の手続

- (1) 出願は、振興財団奨学生願書に所要事項を記載して在籍する学校へ提出してください。
- (2) 奨学金願書の記入及び添付書類等について
 - ①親権者又は後見人及び連帯保証人の自署、押印(連帯保証人は実印)が必要です。
 - ②住民票は、奨学金申請者の属する世帯全員の住民票を添付してください。
 - ③所得証明書は、奨学金申請者の父母又はこれに代わって家計を支えている者の、申請する年の前年分(令和元年份)について、市区町村役場で証明を貰って添付してください。
- (3) 奨学金借用証書の記入及び添付書類等について
 - ①借用人、親権者又は後見人及び連帯保証人の自署、押印(連帯保証人は実印)が必要です。
 - ②連帯保証人(2人)は印鑑証明書を添付してください。
- (4) 出願書類の提出は、学校の指示に従って、必ず期限内に遅れないようにしてください。

5. 推薦と選考

- (1) 奨学金願書の提出を受けた在籍する学校では、奨学金申請者の成績その他の資料を基にして人物、学力、学資支弁の困難度等についてその資格を検討し、「奨学生推薦基準」に合致していると認められる者を振興財団へ推薦します。(その際、奨学金願書の記載内容を確認するため、学校では振興財団所定の所得証明の他に種々の証明書を求めることがあります。)
- (2) 学校から推薦された奨学金申請者を振興財団では、奨学金選考委員会に諮り採用を決定します。

6. 採否決定の時期と通知

- (1) 採用決定の通知時期は、募集締切後およそ2ヵ月以内です。
- (2) 採用、不採用それぞれの決定は、在籍校長を通じてお知らせします。

7. 奨学金の貸与

奨学金は学校を通じて、5月下旬(4~9月分)、9月下旬(10~12月分)、12月下旬(1~3月分)に貸与します。

※採用年第1回目のみ、8月中旬(4~9月分)に貸与します。

8. 奨学金の返還

- (1) 振興財団の奨学金は無利息で貸与し、岡山県からの補助金と奨学生であった者からの返還金によって運用しています。

そのため、返還を怠る不誠実な者がいると返還金が減少し、その結果、新たに貸与を希望する後輩へ貸与が困難になり奨学生の募集に直接影響することになりますので、必ず約束した返還期日には返還をしなければなりません。

- (2) 返還は学校卒業後1ヵ年猶予されます。原則として貸与した月数の5倍の期間内で半年賦又は年賦の方法で均等に返還しなければなりません。

ただし、繰上げ返還又は一括返還をすることもできます。

- (3) 奨学金の返還方法(毎回の返還額・返還期間・返還期日)は、奨学金借用証書に記載しているとおりとなります。

- (4) 奨学金の返還を怠った時は、年5%の遅延損害金を請求します。

9. その他

- (1) 奨学金の出願時に取得した情報は、振興財団の奨学金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。

この目的の適正な範囲内において、奨学金申請者の情報が他の奨学金実施機関、学校及び金融機関に必要なに応じて提供されます。

- (2) 家計状況等については学校の先生に十分説明してください。

- (3) 奨学金申請者及び奨学金申請者と生計を一にする家族に、障害者、長期療養者がいる場合は、選考の際、考慮することがありますので、必ず学校の先生に申し出てください。

①「障害者」とは、原爆被爆者、身体障害者、公害疾病者、心身喪失者、知的障害者、長期就床者に限ります。

②「長期療養者」とは、出願時現在において、6ヵ月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められている者に限ります。